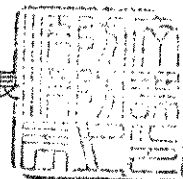


消防消第118号
平成17年5月30日



各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防課長



市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）等について

平成17年消防庁告示第6号をもって消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成8年消防庁告示第5号）の一部が改められたことに伴い、市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）（以下「規則（例）」という。）について、別添1のとおり定めることとしましたので通知します。

貴職におかれましてはその運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いします。

記

1 規則（例）について、別添1のとおり定めることとすること。

その際の留意事項として以下の点が挙げられること。

① 規則（例）第6条第3項は、小規模な消防本部等で、消防職員委員会の委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合についての特例であるので、必要な場合にのみこれを設けることができるものであること。

② 規則（例）附則第2項は、意見取りまとめ者制度を創設する初年度の特例として、平成17年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期を2年に満たない期間とすることができる旨の規定であり、必要な場合にはこれを設けることができるものであること。

2 「市（町・村）消防本部職員委員会に関する規則（準則）について（平成8年7月5日付け消防消第131号各都道府県知事あて消防庁次長通知）」に準じて規則を定めている市町村等の執務の参考として、別添2のとおり一部改正規則（例）を添付すること。

以上

別添1

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）

（目的）

第一条 この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第十四条の五第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十四条の五第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（消防長に準ずる職）

第二条 法第十四条の五第三項の規則で定める消防長に準ずる職は、〇〇とする。

（委員長）

第三条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。

（委員の定数）

第四条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は〇人とする。

一 〇〇 〇人

二 〇〇 〇人

三 〇〇 〇人

四 〇〇 〇人

(委員の指名)

第五条 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員に欠員を生じたときは新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。

3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き二期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

(意見取りまとめ者)

第七条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめ委員会に提出する者(以下「意見取りまとめ者」という。)を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2 意見取りまとめ者の定数は、○人とするものとする。

3 意見取りまとめ者の任期は、二年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

4 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(消防職員の意見の提出)

第八条 消防職員は、法第十四条の五第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べる

ことができるものとする。

(委員会の会議及び議事等)

第九条 委員会の会議は、毎年度の前半に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、委員に対し、会議を開く日の二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議するものとする。

4 委員会の会議は、委員の総定数の三分の二以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

5 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができるものとする。

(委員会の意見)

第十条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第十一条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は、〇〇において処理する。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十七年八月一日から施行する。
- 2 平成十七年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期は、第七条第三項本文の規定にかかわらず、二年に満たない期間とすることができるものとする。

別記様式

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付	年 月 日	

<p>〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。</p>	
件 名	
区 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

※1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※2 欄は空欄とすること。
 必要な資料があれば添付すること。

別添2

〇〇市(町・村) 消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則(例)

〇〇市(町・村) 消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を次のように改正する。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(委員会の審議の結果等の周知)

第十一条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

第八条第一項中「毎年度」の下に「の前半に」を、「常例とする」の下に「とともに、必要に応じ、開催する」を加え、同条第二項中「この場合において」の下に「、委員に対し」を加え、「委員に通知する」を「、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知する」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「別記様式により」の下に「意見取りまとめ者を經由して」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考える場合においては、直

接委員会に意見を提出することができるものとする。

第七条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(意見取りまとめ者)

第七条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめ委員会に提出する者(以下「意見取りまとめ者」という。)を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2 意見取りまとめ者の定数は、○人とするものとする。

3 意見取りまとめ者の任期は、二年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

4 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。

別記様式を次のように改める。

別記様式

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付	年 月 日	

<p>〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。</p>	
件 名	
区 分	<p>1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設</p>
現 状	
意見の内容	

※1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※2 欄は空欄とすること。
 必要な資料があれば添付すること。

附 則

- 1 この告示は、平成十七年八月一日から施行する。
- 2 平成十七年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期は、第七条第三項本文の規定にかかわらず、二年に満たない期間とすることができるものとする。

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（例）新旧対照条文

○市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（意見取りまとめ者）</p> <p>第七条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめ委員に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。</p> <p>2 意見取りまとめ者の定数は、○人とするものとする。</p> <p>3 意見取りまとめ者の任期は、二年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。</p> <p>4 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き二期を超えることとなる場合は、この限りでない。</p> <p>（消防職員の意見の提出）</p> <p>第八条 消防職員は、法第十四条の五第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。</p> <p>2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提</p>	<p>（消防職員の意見の提出）</p> <p>第七条 消防職員は、法第十四条の五第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により委員会に意見を提出することができるものとする。</p>

出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることが出来るものとする。

(委員会の会議及び議事等)

第九条 委員会の会議は、毎年度の前半に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、委員に対し、会議を開く日の二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3 5 (略)

(委員会の意見)

第十条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第十一条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(委員会の会議及び議事等)

第八条 委員会の会議は、毎年度一回開催することを常例とするものとする。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、会議を開く日の二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を委員に通知するものとする。

3 5 (略)

(委員会の意見)

第九条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(庶務)
第十二条 委員会の庶務は、〇〇において処理する。

(雑則)
第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、消防長が定める。

(庶務)
第十条 委員会の庶務は、〇〇において処理する。

(雑則)
第十一条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に
関し必要な事項は、消防長が定める。

意見書

提出者所属名	意見提出日	年	月	日	整理番号
提出者職氏名	※ ¹ 提出日 ※ ² 受付	年	月	日	
※ ¹ 提出日または受付日 ※ ² 受付					

〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第八条の規定により、意見を提出します。

件名			
区分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設		
現状			
意見の内容			

※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

意見書

提出者所属名	年月日提出	整理番号
提出者職氏名	※ 年月日受付	

〇〇市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則第七条の規定により、意見を提出します。

件名			
区分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設		
現状			
意見の内容			

※1欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。